

国民健康保険の加入手続きについて

- ◎ 国民健康保険の加入手続きは、**健康保険の資格喪失後14日以内**にしてください。
- ◎ 手続きが遅れた場合は、**保険税をさかのぼって納めていただく**こととなります。
また、その間の医療費は、やむを得ない理由がある場合を除き、全額自己負担になることもあります。

＜加入手続きに必要なもの＞

- ① 健康保険資格喪失証明書(下の様式)
※被扶養者がいる場合、証明書に被扶養者の氏名が記載されていないと手続きできません。
※雇用保険の離職票や資格喪失確認通知書では手続きできません。
- ② 世帯主および国保加入者全員のマイナンバーが確認できるもの(個人番号カード、通知カード等)
- ③ 窓口に来庁される方の本人確認ができるもの(運転免許証・パスポート等)
- ④ 家族の方で次のものをお持ちの場合は一緒にお持ちください。
・国民健康保険証 ・子ども医療証 ・重度障害者医療証 ・ひとり親家庭等医療証
- ⑤ 世帯主の委任状(住民票上、同じ世帯の方が手続きに来られる場合は、必要ありません)

任意継続制度 職場の健康保険に2ヶ月(共済組合は1年)以上加入していた人が退職した場合、申し出により、今までの保険を継続できる場合があります。詳しくは、お勤めしていた会社にお尋ねください。

保険税のお支払は便利な口座振替で！

口座振替をご希望の方は、通帳と届出印をお持ちください。国保加入手続きと一緒に口座振替申込ができます。

健康保険資格喪失証明書

※必ず証明をする事業所(保険者、勤務先)等で記入してください。

保険者番号				被保険者証 (組合員証)	記号	
保険者名					番号	
被保険者本人 住所・氏名	住所					
	氏名					
基礎年金番号	—			※資格喪失年月日は退職日の翌日		
資格喪失者欄 (資格喪失者全員を記入)	氏名	続柄	生年月日	資格取得年月日	資格喪失の理由	
				資格喪失年月日(※)		
				年 月 日	1. 退職 (年 月 日退職)	
				年 月 日		
				年 月 日	2. 被保険者本人死亡	
				年 月 日	3. 扶養非該当 (理由:)	
				年 月 日	4. 被保険者本人 後期高齢者医療移行	
			年 月 日	5. その他 (理由:)		
			年 月 日			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

所在地

保険者 名称
(又は事業所) 代表者

電話

印